

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成元年度		担当課室	補償課		若生 正之		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		施策名	Ⅱ 2 4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災診療被災労働者援護事業補助金交付要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災指定医療機関制度」の維持、充実を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている労災指定医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。 ※補助のうち貸付原資部分については、年度末時点の回収額を国に返還している。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	5,542	3,322	3,120	2,922	2,901	
		補正予算			975			
		繰越し等						
		計	5,542	3,322	4,095	2,922	2,901	
		執行額	5,542	3,322	4,095			
	執行率(%)	100.0%	100.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	労災指定医療機関数を前年度より増加させる。 (平成23年3月末現在 39,184機関)		成果実績	件	—	—	39,412	39,412
			達成度	%	—	—	101%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。		活動実績 (当初見込み)		—	—	100%	—
					( )	( )	(100%)	(100%)
単位当たりコスト	— (円/ — )		算出根拠	貸付業務については労災指定医療機関からの請求に対する受動的業務であるため、単位当たりコストの算定は困難である。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	貸付原資	2,378	2,378	人件費及び事務諸費の執行実績を踏まえた見直しによる減。				
	人件費	151	144					
	旅費	15	14					
	事務諸費	378	365					
計	2,922	2,901						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災指定医療機関制度」の維持、充実を図る制度であり、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	労災認定前の負担軽減措置を国が直接実施することは、国の財政の仕組み上困難であることから、財団法人労災保険情報センターが行う無利子貸付事業に補助している。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	補助対象機関が変更される場合、医療機関は、返済先が複数になる可能性があるなど返済事務が煩雑化するほか、その都度新規の契約事務が生じ多大な負担となる。医療機関が貸付契約の締結を行わず労災指定の解除を行うことになれば、労災保険法第13条第1項に定める現物給付を行う環境が減少し、被災労働者が診療費を負担することなく十分な診療行為を受けるといった政策目的が達成することができなくなる。このため、競争的な選定になじまない事業であり、支出先の選定は妥当である。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	本事業は被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国が労災保険法第13条第1項に定める現物給付を行うことに資しているものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	交付決定時及び精算確定時に、費用・使途が事業目的に則し真に必要なものに限定されているか精査している。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	成果実績、活動実績とも目標達成率100%であり、実効性が高い。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	適切な成果目標を立て着実に達成している。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	活動実績は見込みに見合っている。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	—
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—
点検結果	平成23年の事務の集約化により、大幅な事務費・人件費の削減を行った。引き続き検証を行い、適正な予算措置を図る必要がある。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	労災診療被災労働者援護事業補助事業費については、執行状況を踏まえ、予算要求に反映させること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	執行実績を踏まえ必要経費を見直したことによる削減(反映額: ▲20百万円)		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	660-3	平成23年行政事業レビュー	0978

厚生労働省  
4,095百万円(平成23年度執行額)

貸付原資等の補助

返還  
(貸付原資等)

補助金  
(貸付原資等)

【補助】

A. (財)労災保険情報センター  
4,095百万円

貸付業務

返済

貸付

労災指定医療機関

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A. (財)労災保険情報センター			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
貸付原資	労災指定医療機関に対する貸付原資	3,353			
事務諸費	通信運搬費、光熱水量費、事務所借料等	528			
人件費	職員給与、職員諸手当、社会保険料負担金、退職手当引当金	210			
旅費	債権管理旅費等	4			
計		4,095	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)労災保険情報センター	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間、その費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている労災指定医療機関への無利子貸付事業に対し補助を行う。	4,095		